

【 さくらごろごろパークを御使用いただく上での遵守事項 】

ごろごろパークを御使用いただくにあたり、下記事項を遵守してください。

- 許可された区画以外は使用しないでください。
- 許可された申請者以外は使用しないでください。
- 使用に際して発生した事故・盗難・破損や、販売商品による食中毒や事故については、佐伯市は一切責任を負いかねます。
- 使用料を納付期限までに一括納付してください。
- 許可された使用期間を越えて使用することはできません。
- コンセントの貸し出しはありません。電気が必要な場合は各自発電機等を持参してください。
- 近隣の居住者の迷惑になる行為は、一切行わないでください。
- 申請者の自己都合により使用期間が短縮された場合でも使用料は返還しません。
- 迷惑行為等により使用許可を取り消し、又は、今後の使用をお断りさせていただく場合があります。この場合においても、使用料は返還しません。
- 食品販売を行う場合に必要とされる食品衛生法に基づく許可や営業に必要な許可、衛生管理等は申請者の責任により行ってください。
- 使用の際に出たゴミについては、申請者自身でゴミ袋を用意し、責任をもって回収及び処分してください。
- 煙の出るものや塗料等で地面を汚す可能性のある場合は必ず申請の際にお申し出ください。
- 火気の使用はできません。
- 芝生に影響が出る行為（穴をあける、長期間ものを置く等）はできません。
- 使用者の意に帰する事由によって損害が生じた場合は、使用者に賠償していただきます。
- 公衆の安全及び施設の利用その他管理に支障を及ぼさないようにしてください。